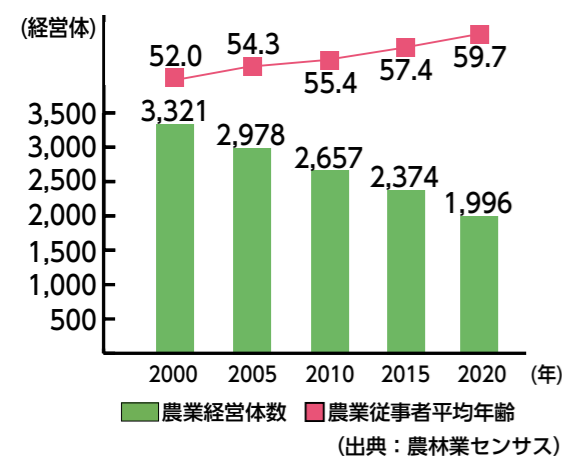
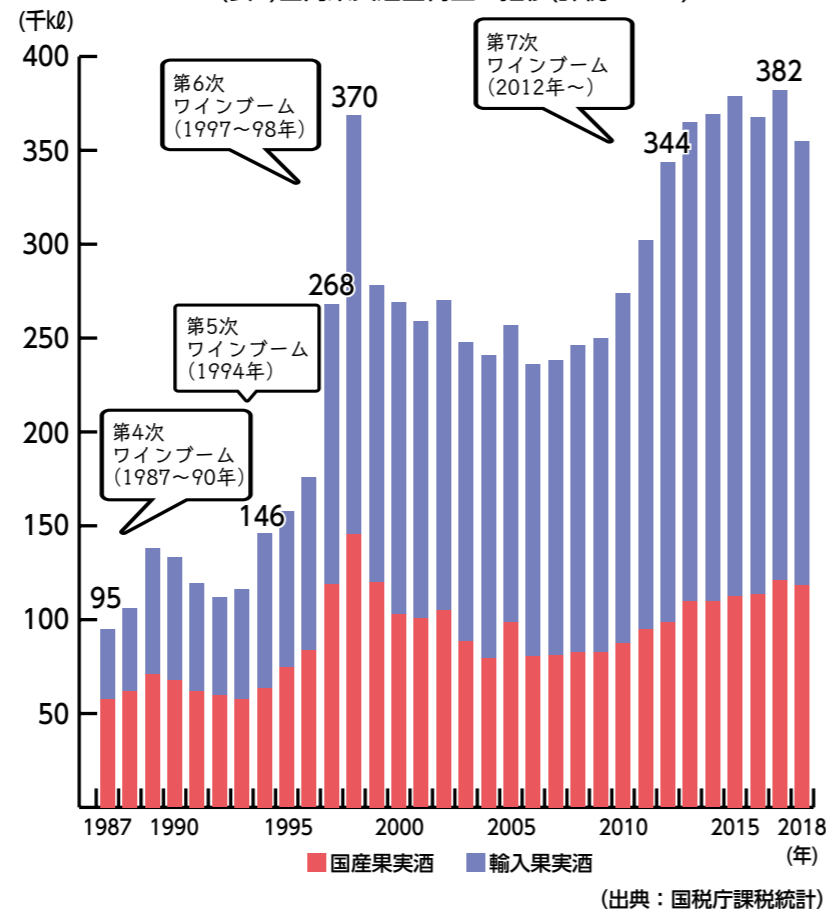


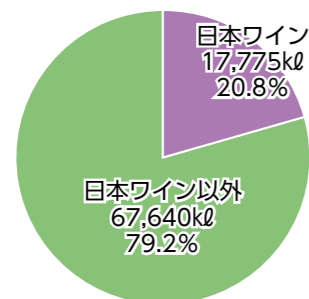
(表1)市内農業経営体数・農業従事者平均年齢



(表2)国内果実酒出荷量の推移(課税ベース)



(表3)令和2年国内製造ワインの製成数量構成比



日本国内で2012(平成24)年に始まったと言われる「第7次ワインブーム」。国内の果実酒の出荷量が上昇し、2017年(平成29年)には過去最高を記録しました(表2)。そのブームをけん引したのが、チリなどの南半球からの低価格な輸入ワインと、国産ブドウで造ったワインです。

国内で造られるワインの中でも、国産ブドウを100パーセント使用し醸造されたものを「日本ワイン」と言います。国税庁によると、日本ワインの生産量は日本国内で生産されているワインの約20パーセントを占めます(表3)。市場に出回る量はまだまだ少ない日本ワインですが、全国各地でさまざまな味わいのワインが造られ、国際的なコンクールで受賞するなど、世界的にも評価が高まっています。

また、日本ワインのラベルには、ブドウ産地や品種、年号が表示できます。例えば、市内で収穫したブドウを85パーセント以上使ったワインには、「日本ワイン」と「那須塩原」の両方を表示できます。高品質で希少な本市産ワインは、確かなブランド力を持って本市の農作物の魅力、ひいては那須塩原という豊かな土地の魅力や、市内外に発信してくれる逸品となるのではないのでしょうか。

※果実酒：果実を原料として発酵させた酒。代表格がブドウを発酵させた「ワイン」。ブドウ以外の果実を原料とした酒を「フルーツワイン」と呼ぶ。

国内製造ワイン(日本国内で製造された果実酒・甘味果実酒)

日本ワイン

(国産ブドウのみを原料とし、日本国内で製造された果実酒)

ブドウ産地(収穫地)や品種、年号の表示ができる

濃縮果汁や輸入ワインなどの海外原料を使用したワインの場合、

- ①表ラベルに「濃縮果汁使用」「輸入ワイン使用」などの表示を義務付ける
- ②表ラベルに産地や品種、製造年の表示はできない

(出典：日本ワイナリー協会ホームページ)

特集

ワインをつくる。このまちで。

農業と観光を基幹産業とするまち、那須塩原。本市が「なすしおばらワイン特区」に認定されていることを皆さんは知っていますか？

本市は令和2年に特区の認定を受け、小規模な事業者でもワイン醸造ができるようになりました。参入へのハードルが下がることで新規就農を促し、農業従事者の高齢化や担い手不足(表1)といった課題の解決につながると期待されています。

また、ブドウの栽培(第1次産業)からワインへの加工(第2次産業)、販売(第3次産業)までの過程を農家が一貫して行うため、農産物の価格変動の影響を受けずに加工品を造ることができます。このように※6次産業化を図り、所得の向上や安定した農業経営を目指しています。

※6次産業化：第1次産業の農林漁業、第2次産業の製造業、第3次産業の小売業などの事業を総合的かつ一体的に推進し、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組み。



POINT

ワイン特区って？

酒類製造免許を受けるためには、通常は年間最低6,000リットルの製造を見込む必要があります。特区に認定されることで、その基準が年間2,000リットルに緩和されます。

令和2年12月にワイン特区に認定された本市。このまちで、ワイン造りの夢を追う人を紹介します。

▶問い合わせ
農務畜産課

☎0287(62)7032